

高根沢町  
教育大綱・教育振興基本計画



令和3年6月

## 目次

---

### 第1章 計画の概要

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 教育行政

- 1 教育をめぐる社会の状況・・・・・・・・・・ 3
- 2 教育行政の重要事項・・・・・・・・・・ 3
- 3 教育行政の基本理念・基本方針・・・・・・・・ 4
  - (1) 教育行政の基本理念・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 教育行政の基本方針・・・・・・・・・・ 4

### 第3章 学校教育分野

- 1 学校教育の基本理念・基本方針・・・・・・・・ 6
  - (1) 学校教育の基本理念・・・・・・・・・・ 6
  - (2) 学校教育の基本方針・・・・・・・・・・ 6
- 2 学校教育の基本的方向性・・・・・・・・・・ 7
- 3 学校教育の基本目標・・・・・・・・・・ 7
- 4 学校教育の基本施策・取組・・・・・・・・・・ 8

### 第4章 社会教育分野

- 1 社会教育の基本理念・・・・・・・・・・ 10
- 2 社会教育の基本方針・・・・・・・・・・ 10
- 3 社会教育の基本目標・・・・・・・・・・ 11
- 4 社会教育の目標・施策・・・・・・・・・・ 12



## 第1章 計画の概要

### 1 策定の趣旨

「教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものであり、本町では、「高根沢町地域経営計画 2016（前期計画）」（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定に合わせ、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の計画期間として、「高根沢町教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を平成 28 年 6 月に策定し、積極的かつ計画的に教育行政を推進してきました。

また、「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、本町の教育の振興のための基本的計画を定めるものです。

「高根沢町教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の計画期間が、令和 2 年度に最終年度を迎えたことから、今後の社会変化等の見通しを踏まえ、これから 5 年間の本町教育行政の基本的な理念・方針等を、「教育大綱」及び「教育振興基本計画」として定めることにより、教育行政の一層の推進を図ることを目的として策定するものです。

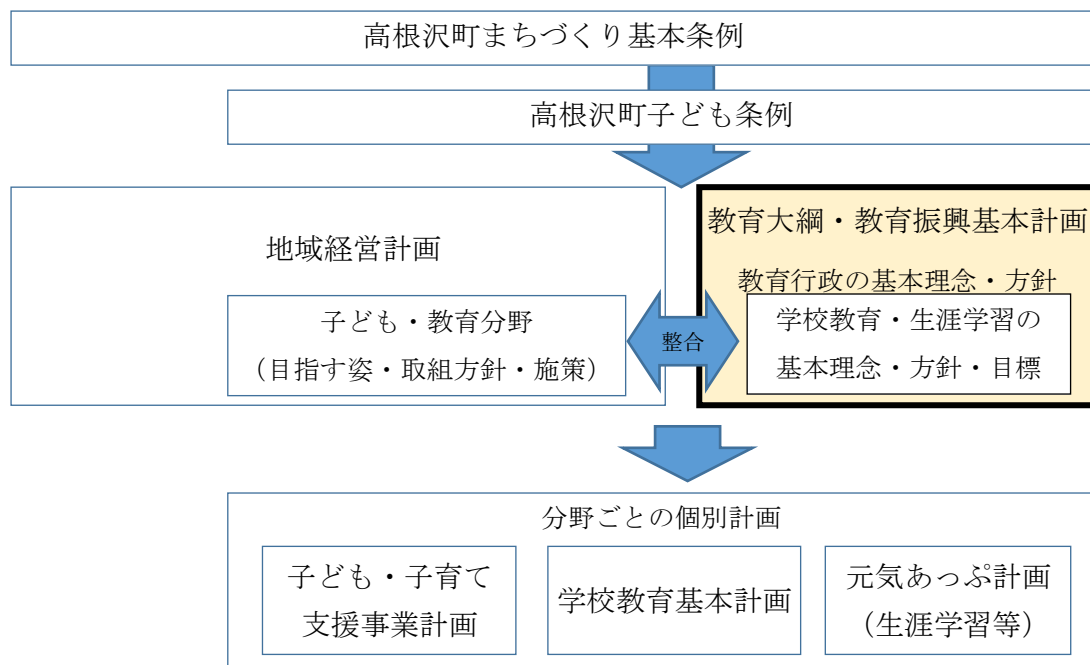
### 2 策定の考え方

新たに策定する「教育大綱」及び「教育振興基本計画」は、本町教育行政の基本となる方向性を示し、意を同じくするものであることから、一体として、「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」として策定することとします。

また、国の「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）を参酌し、次期「栃木県教育振興基本計画 2025～とちぎ教育ビジョン～（2021▶2025）」を踏まえるとともに、本町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画 2016（後期計画）」（令和 3 年 10 月～令和 7 年度）との整合を図って策定するものとします。

なお、「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」の推進に当たっては、この計画で示す基本的な理念・方針等に基づき、「学校教育」、「社会教育」などの分野ごとの個別計画により、具体的な施策・事業を推進・展開していきます。

## ○計画の位置づけ・体系図



### 3 計画の構成

本計画は、4章で構成しています。第1章に計画の概要、第2章に教育行政全体の基本理念・基本方針を示し、第3章・第4章にそれぞれ学校教育・社会教育の基本理念・基本方針・基本目標等を示しています。

### 4 計画期間

計画期間は、「高根沢町地域経営計画 2016（後期計画）」（令和3年10月～令和8年3月まで）の計画期間と終期を合わせ、令和3年6月から令和8年3月までの4年10か月とします。

## 第2章 教育行政

### 1 教育をめぐる社会の状況

#### ○「技術革新」と「グローバル化」

現在、AIやビッグデータをはじめとする技術革新が急激に進展しており、超スマート社会（Society5.0）と呼ばれる新たな社会構造の到来が予想されている中で、新たな技術を使いこなし、高い情報リテラシー能力と主体的な判断力を備えた人材の育成が求められています。

また、あらゆる分野でグローバル化が加速しており、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模での人類共通の課題が増大し、予測困難な大きな社会変化が続いていく中で、他者と協働し、それらの課題の解決や持続可能な社会の実現に積極的に取り組む人材の育成が求められています。

#### ○「少子高齢化」と「教育格差」

今後、全国的な少子高齢化の更なる進展が予想されており、地域社会の担い手が減り続けていくことが避けられない状況の中で、今後の地域社会を担い、ふるさとへの誇りや、生きがいを持って豊かに生きる、自立した人材の育成が求められています。

また、子どもの貧困や、教育格差が課題となっており、貧困の連鎖や、更なる格差拡大が生じないよう対策を講じることが求められています。

#### ○「自然災害」と「新型コロナウイルス感染症」

近年、気候変動による豪雨災害や地震等の自然災害が全国で頻発しているほか、特に令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会活動や教育活動が大きく制限される状況の中で、教育を継続すること、教育を保障することの重要性が社会全体において改めて共通認識されたところです。

### 2 教育行政の重要事項

(1) このような社会状況の中で、国の第3期教育振興基本計画（2018～2022）では、2030年以降の社会変化を見据えた教育の在り方を次のとおり示しています。

○ 予測困難な時代にあって、地域社会における役割と責任を担いながら、心豊かに生き、未来を切り拓いていくためには、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造するとともに、様々な地域課題・社会課題を解決することのできる人材」を育成する必要があること。

- 時代の変化に対応した新たな知識・スキルを身に付け、生涯にわたって「一人一人が生き生きと活躍し、豊かで安心して暮らせる社会」を実現するには、学びの継続・学び直しのための「生涯学び、活躍する環境」や、「多様なニーズに対応した教育機会」を提供し、「一人一人が夢と志を持って可能性に挑戦し、全ての人々が持つ可能性を開花させ、資質・能力を最大限伸ばさせるための教育」が必要であること。

(2) 国の示す『一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化』する観点や、『多様な人々と協働しながら様々な資源を組み合わせて解決に導いていく力、時代の変化に対応した新たな知識・スキル、新たな価値の創造といった「多様な力」を育成』する観点を踏まえ、今後5年間の本町の教育行政の重要事項を次のとおりとします。

#### 教育行政の重要事項

- 生涯にわたり、一人一人の「可能性」と「機会（チャンス）」を最大限高めること
- 地域を担い、未来を創造する多様な力を育むこと

### 3 教育行政の基本理念・基本方針

教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれています。

この教育基本法の基本理念に基づき、本町の教育行政の基本理念を次のとおり定めるとともに、今後5年間の教育行政の重要事項の視点を踏まえ、本町の教育行政の基本方針を、4つの方針に整理しました。

#### (1) 教育行政の基本理念

人間尊重の精神を基盤として、明るく健康で、豊かな情操を備え、ふるさとの自然と文化を愛するとともに、心豊かでたくましく、未来を創造する多様な力を備えた町民を育てます

#### (2) 教育行政の基本方針

- 方針1 夢と志を持って可能性に挑戦する力を育成します
- 方針2 社会を担うグローバルかつ多様な力を育成します
- 方針3 誰もが社会の担い手となれる学びの支援体制を整えます
- 方針4 生涯学び、活躍する環境を整えます





## 第3章 学校教育分野

### 1 学校教育の基本理念・基本方針

教育行政の基本理念に掲げた「未来を創造する多様な力」を育むために学校教育が目指すべき将来像は、「予測困難で複雑化・多様化した現代社会において、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、グローバルな視点から新たな価値や持続可能な社会を創造していく資質・能力」を備えた子どもたちの育成であり、そのような力を、本町では「未来（あす）を創る力」として整理することとします。

他方、古くから関東平野を代表する米所として知られている本町では、近年、都市化が進んだものの、人と自然が程よく調和する町として発展を続けており、先人から受け継いできた豊かな自然、文化、そして地域の人々が支え合う“結いの心”のもとで、ふるさと高根沢を愛する子どもたちを育んできました。

学校教育においては、「未来（あす）を創る力」の育成を図るとともに、本町の“結いの心”の理念を引き継いでいく観点から、学校教育の基本理念・基本方針を次のとおりとします。

#### （1）学校教育の基本理念

未来（あす）を創る力を備えた、ふるさと高根沢を愛する子どもを育てます

#### （2）学校教育の基本方針

人間尊重の教育を基盤とし、ふるさとに愛情と誇りを持ち、社会の変化に主体的に対応できる、心豊かでたくましい“未来（あす）を創る子ども”を育成します

### 2 学校教育の基本的方向性

本町では、平成24年度から、「高根沢町小中一貫教育基本計画」及び「高根沢町小中一貫教育実施計画（第Ⅰ期（H24～H26））」による小中一貫教育を開始し、義務教育9年間で児童生徒を育てるという視点に立って、小中学校間の密接な連携を図る教育を推進してきました。



第Ⅱ期（H27～H29）では、第Ⅰ期で作成した指導計画による教育活動の実践や取組内容の重点化を進め、第Ⅲ期（H30～R2）では、それまでの成果と課題を踏まえ、この取組を統一された全町的なものへと進化させて、更なる実践を図ってきたところです。

これらの実践の結果、小中一貫教育は、様々な教育において相乗的に効果を上げ、現状、既に本町の学校教育において欠かせない基盤として機能していることから、小中一貫教育の推進を、本町の学校教育の基本的方向性とします。

## 学校教育の基本的方向性

「小中一貫教育の推進」を学校教育の基盤とします

### 3 学校教育の基本目標

基本理念に掲げた「未来（あす）を創る力」の育成に向けては、これまでの学校教育の中で目指してきた「生きる力」の育成を、引き続き重点として推進していくとともに、そのために必要となる「知識・技術の習得」や、「身に付けた知識・技能を活用するための思考力・判断力・表現力の育成」、「学びに向かう力・人間性の涵養」を一体として進めていく必要があります。

その中では特に、子どもたちが夢と志をもって挑戦し、多様な人々と互いに認め合い、協働して社会変化を乗り越えていくための原動力となる「学びに向かう力」（主体的な「学ぶ意欲」）が重要です。このような「主体的に学習に向かう態度」の源泉となる、内発的動機づけや意識の醸成のためには、子どもたち一人一人が、自分のよさに気づき、自信を持って前向きに挑戦するための「自己肯定感」や、自分が他者に認められ、社会に必要とされていると感じることを通じて、自尊感情を高めるとともに他者を尊重し、協働して課題解決に向かえるようになるための「自己有用感」を育む必要があります。

また、一人一人の「可能性」と「機会（チャンス）」を最大限高める観点からは、様々な課題を抱える子どもたちが等しく安心して学ぶことのできる環境の整備や、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を発揮し、連携・協働して教育する環境の充実を図るとともに、一人一人の興味・関心、発達の特性、教育ニーズ等に応じた指導による「個別最適化された学び」を提供していくことが重要です。

これらの観点を踏まえ、学校教育の基本目標を、次の2つに設定しました。

#### ■学校教育の基本目標

##### 基本目標 1

自己肯定感・自己有用感を高め、学習意欲を向上させ、生きる力を育成します

##### 基本目標 2

一人一人が安心して学べる環境・個別最適化された学びの機会を提供します

#### 4 学校教育の基本施策・取組

学校教育の基本理念・基本目標の実現に向けて、その基本施策と主な取組を次のとおりとし、小中一貫教育を基盤としながら、それぞれの取組において具体的な事業の推進を図ります。

- 基本目標1に掲げた、知・徳・体にわたる「生きる力」を育成するため、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」の3つを基本施策とします。
- 基本目標2に掲げた「一人一人が安心して学べる環境・個別最適化された学びの機会」を提供するため、「教育環境支援の充実」、「安心・安全な学校づくり」、「地域とともにある学校づくり」の3つを基本施策とします。

#### 関連するSDGsの目標



基本理念	基本目標	基本施策	主な取組
未来(あす)を創る力を備えた、ふるさと高根沢を愛する子どもを育てます	① 自己肯定感・自己有用感を高め、学習意欲を向上させ、生きる力を育成します	確かな学力の育成	① 学ぶ意欲を高める学習指導の充実 ② ICT教育の推進 ③ 英語教育の充実 ④ ふるさと学習の充実
		豊かな心の育成	① 児童生徒指導の充実 ② 道徳教育の充実 ③ 望ましい人間関係づくり ④ 人権教育の推進 ⑤ キャリア教育の推進 ⑥ 読書活動の推進
		健やかな体の育成	① 食育の充実 ② 体力の向上 ③ 保健教育の充実
	② 一人一人が安心して学べる環境・個別最適化された学びの機会を提供します	教育環境支援の充実	① 特別支援教育の充実 ② 教育相談支援の充実 ③ 不登校対策・支援の充実 ④ 経済的に不安定な家庭に対する支援 ⑤ 文化スポーツ活動の支援
		安心・安全な学校づくり	① 学校安全教育の充実 ② 通学安全体制の整備 ③ 学校教育施設の整備
		地域とともにある学校づくり	① コミュニティスクール「みんなの学校」の推進 ② 地域との連携の充実 ③ 小規模特認校制度の充実

## < 参考 > SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標で、「誰一人取り残さない」社会を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されています。

本町では、SDGsの達成に向けた取組を通じて「持続可能なまちづくり」を進めています。

	<b>目標1</b> 【貧困をなくそう】 あらゆる貧困を終わらせる		<b>目標2</b> 【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、安定して十分な食料と栄養を確保し、持続可能な農業を促進する
	<b>目標3</b> 【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>目標4</b> 【質の高い教育をみんなに】 全ての人に包摂的（一定の範囲を網羅している）で質の高い教育を確保し、生涯学習を促進する
	<b>目標5</b> 【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメント（不利な立場を変える考え方）を図る		<b>目標6</b> 【安全な水とトイレを世界中に】 全ての人が安全な水源と衛生施設を利用できるようにする
	<b>目標7</b> 【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 手頃な価格で、信頼できる持続可能な現代エネルギーを全ての人が利用できるようにする		<b>目標8</b> 【働きがいも経済成長も】 全ての人にとって包摂的で持続可能な経済成長と雇用、働きがいのある仕事を促進する
	<b>目標9</b> 【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱なインフラを設備し、持続可能な産業化を促進し技術革新を育てる		<b>目標10</b> 【人や国の不平等をなくそう】 国内及び国家間の不平等を是正する
	<b>目標11</b> 【住み続けられるまちづくりを】 都市を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		<b>目標12</b> 【つくる責任つかう責任】 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	<b>目標13</b> 【気候変動に具体的な対策を】 気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取る		<b>目標14</b> 【海の豊かさを守ろう】 世界の海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>目標15</b> 【陸の豊かさを守ろう】 持続可能な形で森林を管理し、砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止め、生物多様性の損失に歯止めをかける		<b>目標16</b> 【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のため、平和で包摂的 society を促進し、全ての人に司法へのアクセスを提供する制度を構築する
	<b>目標17</b> 【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化する		

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

## 第4章 社会教育分野

### 1 社会教育の基本理念

<sup>みらい</sup>  
「未来につながる 人づくり まちづくり」

### 2 社会教育の基本方針

本町のまちづくりの基本理念である「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」を受けて、全ての町民が生涯学習・スポーツ・男女共同参画等に関する学びを通して、個々の個性と能力を十分に発揮しながら、豊かな人生を送り、今を生きる人づくり、そして未来に引き継ぐ人づくりを目指します。また、個々人が学びを活かし、伝えることを通して、一人一人が主役となって活力に満ちたまちづくりを目指します。

**学ぼう！活かそう！生涯学習  
(生涯学習)**

**基本理念**

<sup>みらい</sup>  
「未来につながる 人づくり まちづくり」

**スポーツを楽しもう！  
(スポーツ)**

**お互い認め合って  
グッドパートナーに  
(男女共同参画)**

### 3 社会教育の基本目標

基本理念の実現のため、生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進のそれぞれの基本目標を次のとおり掲げます。

#### 関連するSDGsの目標



#### (1)「学ぼう！活かそう！生涯学習」(生涯学習推進の基本目標)

生涯学習推進の基本目標に「学ぼう！活かそう！生涯学習」を掲げます。

町民が心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、全ての町民に対して、様々なライフステージに応じた「誰もが・いつでも・どこでも」学べる生涯学習の機会の提供、環境整備、情報提供をしていきます。

また、町民一人一人が自主的に様々な分野で学習して自己実現に向かい、生涯にわたって学んだことを活かせる生涯学習のまちを目指すとともに、SDGsの目標4「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会の促進」の目標達成に貢献し、各種施策や事業を着実に実施・推進していきます。

#### (2)「スポーツを楽しもう！」(スポーツ推進の基本目標)

スポーツ推進の基本目標に「スポーツを楽しもう！」を掲げます。

スポーツは人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の人類の文化です。心身の両面を健全に育むスポーツは、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成や、人の心身の健全な発達に必要不可欠なものです。「町民一人1スポーツ」をスローガンとして、生涯にわたってスポーツと親しみ、生き生きとした人生を送れるよう、活力があるスポーツのまちを目指します。

#### (3)「お互い認め合ってグッドパートナーに」(男女共同参画推進の基本目標)

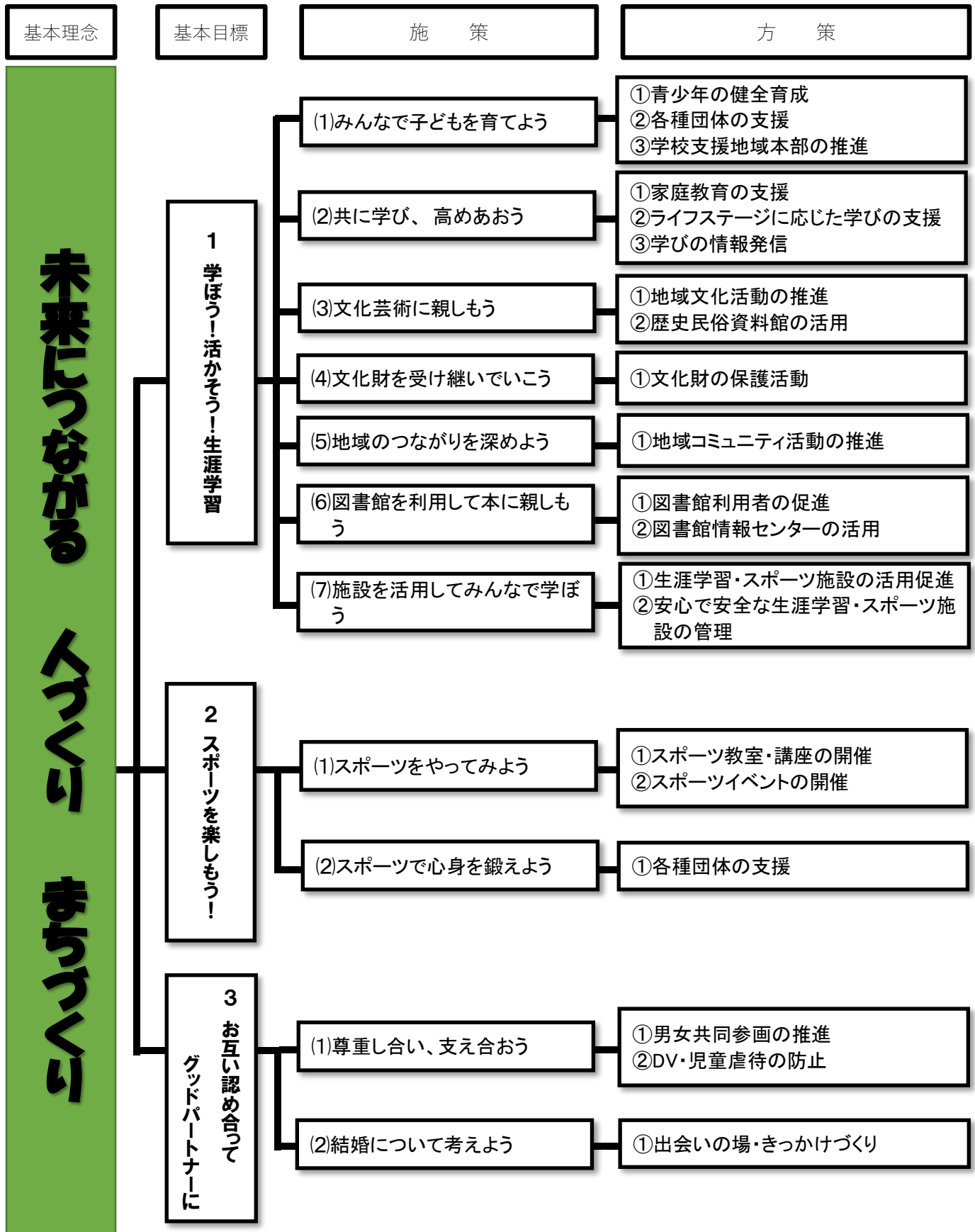
男女共同参画推進の基本目標に「お互い認め合ってグッドパートナーに」を掲げます。

性別などにこだわらず「よき理解者＝グッドパートナー」として人権を尊重し、多様性を認め合うまち、結婚し、安心して子どもを産み育てるまちを目指します。また、本計画では、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現し、女性が活躍しやすいまちづくりの推進」の目標達成に貢献し、各種施策や事業を着実に実施・推進していきます。



#### 4 社会教育の目標・施策

社会教育の3つの基本目標の実現に向けて、具体的な施策と方策を以下のとおり体系立て推進していきます。









高根沢町教育大綱・教育振興基本計画

令和3年6月 策定

高 根 沢 町